

令和3年2月16日

病院長各位

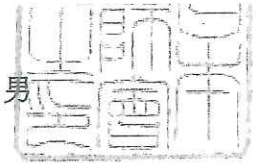
鎌倉市医師会 会長 山口 泰  
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の回復した患者を受け入れる  
後方医療機関の確保について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。  
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊 男



新型コロナウイルス感染症の回復した患者を受け入れる後方医療機関の確保について  
(退院基準の周知徹底のお願い)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本会では、去る1月20日、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）並びに全国自治体病院協議会とともに、「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」を立ち上げております。

先日（1月27日）、第2回会議を開催した際、重要施策である新型コロナウイルス感染症の回復患者の受入後方医療機関の確保には、退院基準の周知徹底及び理解促進が喫緊の課題であることについて認識が一致いたしました。

つきましては、これまでもご案内しているところではありますが、改めて、各地域の関係医療機関に対し、退院基準について早急にご周知いただきますようお願いいたします。また、既に講じられている病院団体等との連携につきましても、一層の強化を図られますようお願いいたします。

(参考)【退院基準】(有症状の者)

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

ii 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集 (Q&A) について」(令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正。)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>

令和2年11月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて(再周知)」より(令和2年11月27日付(健Ⅱ357F)文書にて都道府県医師会に送付済み)